

国民年金第1号被保険者は産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

☎・日本年金機構草津年金事務所 ☎(567)2220 FAX(562)9638
 ・国保年金課 ☎・☎(582)1120 FAX(582)1138

国民年金第1号被保険者(20~59歳の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人など)で、平成31年2月1日以降に出産した場合は、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。免除期間中は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。免除の適用を受けるには届け出が必要です。届け出は、出産予定日の6カ月前からでき、出産後はいつでもできます。現在、一般保険料免除や法定免除の適用を受けている人も届け出が必要です。



保険料納付が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間。ただし、多胎妊娠(2人以上を同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から最大6カ月間

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいい、死産、流産、早産の場合を含みます。

	3カ月前	2カ月前	1カ月前	出産予定日 (出産日)	1カ月後	2カ月後	3カ月後
単胎の人							
多胎の人							

☎年金番号が分かるもの(年金手帳など)、免許証など本人確認書類、母子健康手帳(出産前に届け出する場合のみ)、委任状(同世帯以外の方が届出する場合のみ)、出生証明書など出産日および親子関係が確認できる書類(子が別世帯の場合のみ)

こども政策課からお知らせ

子育て応援フォーラム

助けてほしい! 助けてい!! みんなで子育て大作戦

☎子育て応援フォーラム実行委員会(守山市社会福祉協議会内) ☎・☎(583)2923 FAX(582)1615

「子どもを預けるところあるかな」「子育て親子を助けてい」など、サポートを必要とする子育て世帯と子育て支援に関心のある人を対象に、みんなで子育てを応援するイベントを開催します。ぜひご参加ください。

☎2月12日(日)午前9時30分~午後0時30分(受付:午前9時~)

☎エルセンター

☎12歳以下の子どもとその保護者、子育て支援に関心のある人

☎無料

☎申込不要。託児あり(当日申し込み)



大会議室

午前9時30分~

オープニングセレモニー

常設展示・ブース

- ・ワークショップ・制作あそび
- ・GO!GO!スタンプラリー
- ・子育て支援団体情報コーナー

ミーティングルーム

午前9時45分~

どうぞの会(1時間程度)

リユース子ども用品の無料譲渡会

午前11時40分~

親子deふれあい音あそび

各ブースの紹介は、社会福祉協議会のホームページをご覧ください。



ホームページ